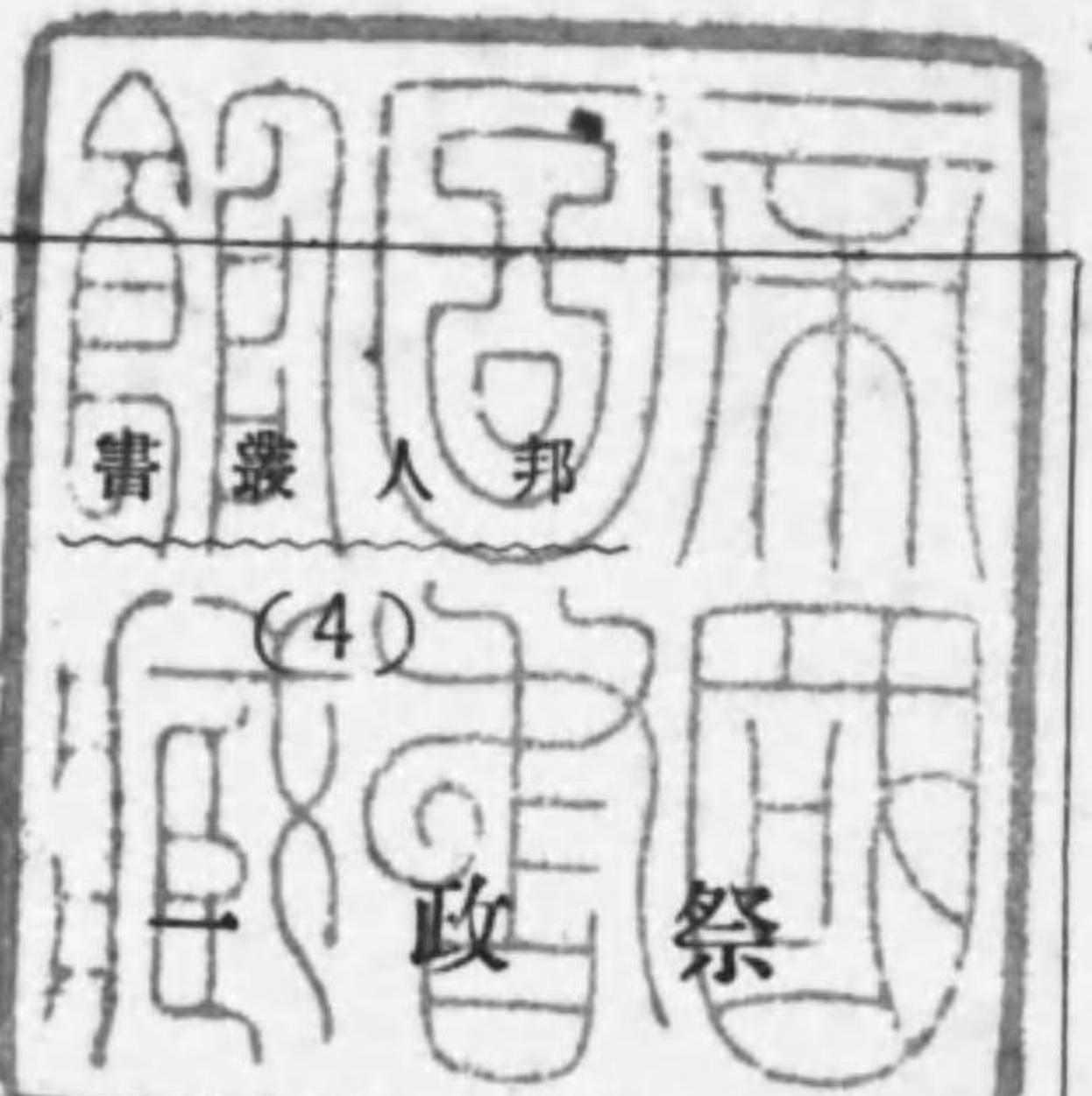


始



特265
931



著興輝野星

社人邦



邦人主義綱領

- 一、我等ハ邦人一如ノ原理ニ則リ新日本文化ノ建設ヲ期ス
- 一、我等ハ新日本文化ヲ中外ニ顯揚シ以テ世界文化ニ貢献セシコトヲ期ス
- 一、我等ハ各々ソノ職ニ順ヒソノ分ニ應シ邦人主義ノ實現ヲ期ス

邦人主義宣言

我等は邦人一如、即ち邦と人との不二一體なることを信す。

然るに近代の極端なる個人主義は總ての權威を否定して、自我の奔放なる自由を主張し、邦と人との連闊を乖離せしめ、懷疑と無秩序と破壊とを齎した。蓋しそれは個別的内面性に於てのみ把握せられた、誤れる抽象的人間概念を基礎原理となしたことによる。

經濟的利己心の專恣を促した資本主義と、これに反逆して擡頭せる階級闘争本位のマルキシズムと、人格の分裂を招來せる實證的合理主義と、國家と

社會とを分裂せしめて國家そのものゝ理想を無視せる自由主義的民主主義は何れも個人主義と云ふ同一の根幹から派生せる思想に外ならない。こゝに近代文化の危機が胚胎した。

近代人はこれを克服するが爲めに新らしき權威と秩序と統合と創造とを翹望する。しかもこれらのものは近代人が開ひとつた自由と個性を否定するものであつてはならない。新たに創造せらるべき權威は、正しき意味の個性即ち人格の完成をこそ望むものであれ、決してこれと矛盾し抗争すべきものではない。故に斯くの如き權威は、必然的に個性と自由とを抑壓する權力とは全く異なるものである。權力と權威とは飽くまでも峻別せられねばならぬ。

權威は絶對的な誠の創造愛である。權威の赫灼たる光明のもとに於てこそ、今まで絶對的に對立し來れる自由原理と權力原理はこゝに始めて止揚せられ淨化せられ、新たに相互補正の協力關係に立ちて絶對的創造愛實現の爲めに久くべからざる統合作用をなす。

今や世界人類はかくの如き絶對的創造愛に根ざす權威の原理を渴望してゐる。我等は我が國民の歴史的傳統にこの權威原理が内在し脈々として發展じ來り、我が固有の精神文化を形成せることを體驗的に確認する。それは即ち「産靈」の原理である。實に「むすび」は生成化育創造のたえまなき過程そのものである。產靈の行はるゝところ其處には主觀と客觀、心と物、一と多との對立も、國家と個人、都市と農村、勞と資との矛盾も、自由と權力、左翼と右翼、獨裁主義と民主主義との葛藤も、靈と肉、文と武、政治と道德との相剋もなく二にして一、一にして二である。我等はこれを邦人一如と呼ぶ

これが我が國の傳統的國家生活原理たる祭政一致の近代的表現である。

我が國に於ては邦と人とは本來同根一體であつて、この邦と人との「結び」から新らしき日本文化が自ら創造せられるのである。我等祖先の信念を極めて端的に表明する我が國の古典は、この「結び」のはたらきにより君も民も國も共に神胤より極めて自然に發生し來れるものなる事を莊重なる言葉を以

て物語つてゐる。斯くて總ての日本人はその職に順ひその分に應じて、自由に自己の特色を發揮し、自己の個性を展開せしめつゝ而もこれを彼等の利己の爲めにせず、億兆一心誠を以て忠孝一本の大義に即し、これを天皇に朝宗歸一せしめる。天皇の御稟威、即ち我等の意味する權威のもとに於て、個人の自由と全體の秩序とは何等の矛盾なく調和せられ統合せられて「厥ノ美ヲ濟ス」ものである。而してかくの如き太陽の絶對的創造愛さながらに高貴なる權威原理の再認識とその至純強烈なる實踐とによつて、始めて我が國民生活は宗教道德、政治經濟、藝術科學等總ての分野に亘つて極めて無理なく如實に更生せられ建て直さるゝと共に、世界人類永遠の平和と幸福とが樹立せられるのである。こゝに「之レヲ古今ニ通シテ謬ラス之レヲ中外ニ施シテ悖ラ」ざる皇道の世界に對する文化的使命がある。

この理想を提げて國の内外に力強く呼びかけ、働きかけんとする文化運動こそ我等の邦人主義運動である。

祭政一致目次

一、諸説並に批評

- (一) 祭政無差別説……………二
- (二) 祭卽政説……………六
- (三) 神政説……………八
- (四) 祭政一基説……………十四
- (五) 祭政一途説……………十七
- (一) 祭政の別……………二九
- (二) 我觀祭政一致……………二八

(五) (四) (三) (二)

祭政の一致	二八
神代史の大綱	三七
祭祀の本質	五三
むすび	五九

祭政一致

星野輝興

至つて未熟者で御参考になるやうなお話は出来ぬと思ひますが、大正八年に、私の郷里である新潟縣の柏崎で其の昔事を起した勤王家生田萬の墓が建立せられました際、その紀念として書きましたものを土臺としその後考へましたことをも加へて祭政一致につき概略申し述べてみたいと思ひます。

世間でよく祭政一致といふことを申します、殊に近時日本精神の高揚せられるにあたりまして、到るところで祭政一致といふことを申してをります。しかもそれの多くは恰も自明のことのやうに使用されてゐますが、試みにその意義如何と問うてみると、否自問する時に、多くの人々が思つてゐるほどしかし簡単に説き得ないのでなからうかと存じます。

まづ從來の説き方を顧みますと、その重なるものが五つあつたやうであります。第一は祭政無差別説、第二は祭卽政説、第三は神政説、第四は祭政一基説、第五は祭政一途説であります。

一、諸説並に批評

(一) 祭政無差別説 この語についてよく當面するのは祭と政は差別がない、即ち祭政無差別であるといふ説であります。論者が立證の根據として擧げるものに大體二つあります。一は祭と政といふ言葉は同訓なりとするところからのものと、一つは 神と 天皇とは御同殿にましますが故に差別がないといふやうに説くのであります。

前者の祭政同訓を以つて立證するのは 神皇正統記の第三十六代 皇極天皇の條に「祭をつかさどるはすなはち政をとれるなり」とある註に「政の字の訓にてもしるべし」とあるのに據つて居るようであります。この祭と政とを同訓なりとして、祭政一致をとくことは、權威ある國學者神道家が相尋いて盛んに主唱されましたためか、同訓の實否如何を更

に問ふところなく、喜田博士すらも「祭祀と政事との別なく、共にこれをまつりごといひ」といはれて居ります。

がしかし一步を進めて一體神事とか祭祀とかをまつりごとといった例があるであらうか。私にはどうも其の例を見出しが出來ないのであります。尤も近世の學者の書いたものには神事をまつりごとといった例があり、祭事といふ熟語が昔から支那にあつて我が國が之れを受け繼いでをるといふようなことはあります、實際使用された活きた語として神事をまつりごとといった例は無いのであります。従つてもし無いとするならば祭、政共にまつりごとよむから祭政無差別だと解く説は成り立たぬと思ひます、が併し尙一歩を譲つて同じ訓を以て使用せられた例があつたとしても、語が同じであるからその意義實質も亦同一である無差別であると直ちに斷じ得ぬのであります。なぜならば、語は思想のあらはれであるから、同語といふことは兩者の意義が近い、でなければ何等かの意味に於いて類似の點があるといふことが立證せられる場合はあるけれども、音の輕重傳來の如何に依り相當意義が異なりますから、同訓即同一内容とは容易に断じ得られぬのであります

す。例へばヒといふ語であります、語が同じいから意味も同じいとすると熱い火もヒなれば冷たい氷もヒであるから、火氷相同じいものとなり自今冰炭相容れず水火の争などいふことが言へなくなるやうであります。

とにかく訓が同じいからその意味も同じいと断することは出来ぬ、况んや同語の例がない場合に於ては尙更のことであると思ひます。

さて以上のやうに同訓同意義による祭政一致説を公然批判したのは、私の生田萬先生の紀念に書いた論文が最初であつたようであります。ためにその當時先輩の方々に於いては此の事について相當研究をなされたようであつたが、私の説く所がよかつたのかどうかは存じませぬけれども、祭は祭・政は政・まつりはまつり・まつりごとはまつりごとといふ考が爾後學界に現はれたやうであります。

次に祭政無差別説の他の一つである 神と 天皇との御同殿に坐ますことに憑據する説について申し述べたいと思ひますが、この説は前の説とは異り、神と 天皇が御共殿而も御同床であらせられたことは事實であり、一應御尤のやうでありますが、無差別説を立て

んがために、神皇同殿といふことをもつて來るといふことが適當であるか、どうか、そもそも如何なる意味で御同殿であらせられたのか、同殿せられることが直ちに無差別を意味するかどうかといふことは間うてみなければならぬ。

古事記の上巻に 天孫御降臨の際、御鏡について皇孫に下された御神勅に「これの鏡は、夢ら我が魂として吾が御前を拜くがごと、齋きまつれ。」とあり更に日本書紀の卷二に同じく御鏡についての皇祖の御神勅に「吾が兒この 賢鏡たからのかがみを視まさんこと、まさに吾を視るがごとくすべし、與に床を同じくし、殿を共にし、以て 齋鏡いはひのかがみと爲すべし」といふのを拜することが出来る。尙大江匡房卿の書かれた江家次第のうちに「世始同殿御座之間、主上朝夕不レ放ニ御本鳥一、仍冠巾子融レ緒被レ結、御冠穴此故也」といふ箇所がある、更にこのやうな御事を禁祕御抄に拜すと即ちもと 天皇陛下は、天照大御神と同殿で御寢になられたが、その際御寢中も猶御冠をおとりにならなかつた、ところが夜御寢になると自然御冠が御落ちになるので紐を付けて御寢遊ばされるやうになつたといふことである。

更に御寢の間を拜しますのに、その御間の四方に燈籠が釣されてあります、順徳天

皇の御撰と伺ふ禁祕御抄によれば、この燈は 陛下の御爲でなく、神器の御爲に差上げるのであるから、お消しになつてはなりませんと後の帝に對して御注意があり、又如何なる位の高い女官でも僧侶出の人は断じて此の御間にはいれないのです。そこでこれらの方を按じ奉るに、神を奉ぜられる 陛下を拜し奉ると、いふより外ないのであります。従つて同床共殿を以て無差別的に混雜してゐる様に説くのは、昔の状態を知らないことによると思ひます。

要するに、同訓によると神皇同殿によると何れも祭政一致を祭政無差別の意に解くことは可なり考慮の餘地があるものとして置きたいと思ひます。

(二) 祭即政説　此の説は往時は今日の如く社會も複雑でなく従つてその政務も閑散であつて、祭事以外に何もなかつたが故に祭即政であるといふのであります。これは北畠親房卿がその御著の中に、天兒屋根命の孫の天種子命が祭祀を司られ同時に政務をも執りになつたといふことを述べて居りますが、この説をもととしてゐるようあります。これは職原抄の始めの方に、神武天皇の御代の事を記しました條に「此時天兒屋根命孫天種

子命、專主三祭祀事一、是乃執三朝政一之儀也」とあります。種々の點からみまして祭祀がそのまま政治であるとは云ひ切れぬにも拘らず、此説は大方に判り易く説き易い爲か、よく新らしいと自負する歴史家が唱へるやうであります。然らば果して往代は政務閑散で祭祀以外に何もなかつたのであらせうか。まづ古事記の上巻を調べて見ますに、古訓本七十二枚中、祭祀のことをものゝ一枚とつけて記したところがあれども

尤も多くの學者が祭儀とする天岩屋戸の段をお祭とすれば可なり長いのでありますが私の考へるところによれば、これは今日の祭儀を以て論すべき祭儀ではまだないのであります。とにかく我が往代の記録によれば、上御一人の天職は極めて閑散でお祭以外になすことがないなどといふことは、少しも事實を顧みぬ説で、何でも神とか命とかとあるからお祭で上代史即祭儀史とし、往代は祭儀以外に何ものもなかつたと、單にさう自分で思つたことから出たものと察せられます。よし學者方の云はれるように上代は祭事より外に何もなかつたとしてもまつりはまつりでまつりごとでない政務であります。文字に祭と政と書き別け語にまつりとまつりごとを區別してある以上は、兩者が別なものである

といふことは、おのづから證明されて居ることと存じます。が更にその實質を考へるに、まつりは皇祖及神祇に御奉仕になることであり、まつりごとは下萬民を平らげく安らげくしろしめざることで、一は靈界との御交渉他は顯界での御事で、到底これを同一と見做すことは出來ぬのであります。尙ほ以上の説とは趣を異にしたもので、而も却つて正統記や職原抄などを今の語で書き改めたともいへるやうな説があらはれて居ります。即ち「孝道を以て云へば政治即祭事云々、法理的にいへば祭事亦政治云々」とか「神事を離れて復政治あることなく、神を祭るは國を治め、國を治むるは神に仕ふる所以なり」とかの説で實に婉曲な書振で所謂哲學的解釋とてもいふべき説でありませうが、さて事實に引き當て考へますと、さう見れば見得るといふだけで、どうも要領を得て居ぬようであります。

(三) 神政説　此の説は往代は神を信すること極めて厚きが故に、政事は盡く神意を伺つて行なつたから神意を伺ふ祭事は即ち政事であるとし、神官によつて政治を行つたのは何處々の國で何の時代に斯う／＼あるといつて例を出しますが、これもその實際を考へるならば神の意思のみによつて政を行つて居ない。國によつては一時的にさやうな現象

がないでもないが、原則として一々神意を伺つて政事をなすこと、殊に平常時に於いてその政治一般に涉つて神政を行つたといふ例はないのであります、單に一時一部的な現象として見出されるに過ぎぬようであります。でこの説の經路はよく存じませぬが、神を敬ふ念が盲目的に昂進した方や外國の社會發達史や宗教史に囚はれた方などによつて唱導されてゐるようではあります、我が國に於いては曾つてかかる事實はないのであります。しかし伊邪那岐伊邪那美命の卜問はいかに、崇神天皇の惡疫流行の際はいかに、神功皇后の新羅御征伐の時はいかにと數へられる方もありますが、是等の事は平時のものでなく、殊に或程度以上は人力の如何ともなし得ぬときなのでありますから、之を以つて一般の政務に迄論及しやうとするのはどうでありますか、とにかく特別の場合を除いては我國史には神の御告に依つて政を執つたといふことがないのでありますから、神徳いかに高く坐ますとも、外國に於いて如何なる例があらうとも——尤も外國でいふ神政も一部の神道學者が書いて居るやうに一々神慮を伺つてといふ意味ではないのであります、——此の説は成立いたしませぬ、まして我が神道の神人關係から見ますれば、愈々成りたたぬこととな

ります。それは神は彼の靈界を自己の責任範囲として居ますが、此の顯界の事は大體人間の責任範囲として御委任になつて居られるといふことであります。即ち顯界を處理すべく將又顯界に於いて無限的に活動すべく考ふる見る聞く行ふところのそれ／＼の機關を與へてをられます。で顯界に對しては神自ら進んで御干涉がなく、明察と慈悲の充ち満ちた御眼なざしを以て、かつと人のこころとおこなひを或程度までお見つめになつてをられ、隨て神が何か顯界に思召があつても、顯界の何ものかを通さなくては神慮を御實現あらせられぬのであります。これ蓋し神の無限の愛により、人間が自奮以て不壞のわれの確立をお望みになるからなのであります。

が翻つて物の存在の理を考ふるに當然の歸結であると存じます。何となればその存在の必要事項を他者にして行ふならば、その者の存在は無意義になるもので、また神そのものから見るならば、存在せしめつゝ而もこれを否定するもので、所謂自家撞着といふことになります。

しかしながら人力には自ら限りがある、限りがあるにも拘らず人事は不測、人慾は無限とにく我神道の神人關係はかくの如く神は神、人は人であるとの限界が定つてゐるのであります。

又神意を以つて政治を行ふと説く場合よく「惟神」かんながらといふことが云はれて居ります。過日帝大で田中義能氏が主となつて、惟神といふ言葉に就て仲間同志で話し合ひをしやうぢやないかと云ふことで私も出席致しましたが、この惟神が從來兎角問題になるのは、日本書紀卷二十五の「孝德天皇の條の惟神の「註」」に「惟神者、謂下隨ニ神道一、亦自有中神道上也」とあるものであります。この註の読み方から、既にいろいろと議論が分れ、註あるが爲に却つて惟神の意義が不分明になると考へられる位でありますが、元來註といふものは原文では判らぬであらうとのことから附せられたもので、この日本紀の註は少なくも三の使命

を持つてをる。即ち啓蒙と補記と訓註とであるが、この惟神の註は啓蒙と補記とを合したやうなものであるが、まづその註にある神道とは如何なる意味のものであるかを考へて見たいのであります。

孝德紀に「尊ニ佛法ニ輕ニ神道」といふ箇所がありますが、これによつて天皇が佛教を重んじ神道を輕ぜられたよう解するものがありますが、前後の言葉からその實際を考へて見ますに、その神道と仰せられたのは神ながらの大道といふ意味に於いての神道といふ意味ではないのであります。神一般を無視せられたではなく單に或る神を輕ぜられたといふ意味に過ぎない。それ故に或る神を重んじ遊ばされなかつたといふことは、直に神道を無視遊ばされた譯ではないのであります。従つて神道とあつても必ずしも所謂惟神の大道といふ意味ではない。

さて前に立還つて惟神のことについて申述べるならば、かんながらは隨神とも書かれ神隨ともかかれて居るが、とにかく以上の例から考へて見ますに、此の註は二つに分けて考へられます。上は神のおぼしめしの儘に隨ふといふことであり、下は自ら神遣ありとい

ふことであるが、他の用例をみれば自らといふのに當り、又神有りとあつて神在りとはない、殊に亦の一宇に依つて前後は別箇のものであるといふことも考へられ、自ら神有りといふのを現代の言葉で表はせば「自らにおのづから神的のものを有す」といふことになります。即ち以上をひつくるめて申せばこの註は、文字からは神の意志の儘に隨ふとのみに解されるが單にそれのみではなく實に我にも亦おのづから神的のものがあるといふ深切な注意をしたのであります。

更にこれを現代的に簡単にいへば我々は單に神の意思神の力にすがることによつてのみ地上のことを行ふより以外に術がない即ち本來的に我々人間は全く無力である、といふような往々宗教に於いて見られるような、人間自身の力の否定は我神道に於いては觀られぬ。即神道に於いては、神の意思を奉戴する即神の意思にさからつて事を行はぬことはもとよりであるが、決して我々人間は無力ではない。地上のことを經營するに當つて我々は少量ながら又力を有してゐるのである、我々人間は單に我々のことのみならず、天地の創造化育にも參加する所の力を與へられてゐるといふことになつて來るのであります。

ちはやぶる神の開きし道をまた

ひらくは人の力なりけり

との 明治天皇の御製のうちに即ち惟神の意が最もよくあらはれて居るものと拜されるのであります。

以上によつて惟神といふのは單に神の心の儘といふ意に止まらぬのではないかと思ふ。これは實に吾々が何十年となく神道を研究しましたその神道の結論に外ならぬのであります。これにつけても「註」を書いた人は餘程偉かつた人だと思ふ。神政説も祖先の意思を顯彰するといふ意味ならば差支へはないが、世にいふ神政説では祭政一致は解けぬのであります。單に神代史を一瞥致しましても、神自身が人間を自らの意思に隨へさせようとするといふよりも、むしろ人間が神にかはつて發展することを神自身御望みになつて居るといふことが判るのであります。

(四) 祭政一基説 神に對する赤誠を以て下に對すれば國家平安にして政治の目的を達することになるが故に祭政一致なりといふのであります、これは神道がマコトを以て百

行の基とするといふ説から出たもので、何も祭と政のみに限つたものでなく、寧ろ百行一基の一例として祭政一致を見るに過ぎぬものであります。よし又祭政二つのみとしても、祭を行ふもとの心と政を行ふもとの心とが同一であることによつて祭政一基説は成り立つとしても、祭そのものの歸する所と政其のものゝ歸する所とが同一であるとする祭政一致説となるには未だ不十分の説であります。

又この説として、孝の一面の現はれが祭、他の現はれが政であるといふように解釋して政治とは「道徳的に現はした祭だ」とて祭政一致説を唱へてゐるが、實は私も大正の初頃迄は旺に唱へたものであります、後祭祀と行政とは一致なりといふ事が、私の考の進むにつれていけなくなり、何等唱導する價値が無いので改めたのであります。

又神道に二方面あり宗教的に現はれしを祭といひ、道徳的に現はれしを政といふ、故に祭政一致なりとする學者もありますが、これは神道が宗教的方面と世俗的方面とがあるといふ説の濫用に過ぎないので、祭祀に宗教的方面と道徳的方面とがあるとするならば事實であるけれども、祭の宗教的なるに對し政が道徳であるとするのは、政そのものの了解が

足らぬと同時に、祭そのものの了解も亦足らぬといはねばならぬ、これも亦祭政一基説といふべきで祭政一致説としてはうけ入れられぬのであります。

これらの祭政一基説の例として大いに唱へられた形跡の歴々たるものがあります、それは一月四日の政始に「先奏神宮之事」とありますことから、政治家は宜しく祭祀のことについても責任があり祭祀を實行しなければならぬといふのであります。これは誠に御尤ものようですが、我國に於いては政務の方面に於いても神事に關する政務は他の政務に先じて奏するといふことで祭政一致の例とはならぬのであります。昔神祇官と太政官とが二つに分れて居つた際、如何に祭祀に關するものといへども行政上の事務に屬するものは太政官が自ら行つた、しかしこの事務は行政に屬するもので祭祀そのもの、祭祀と不可分のものでは斷じてない。従つて太政官は祭祀そのものには全然手をつけなかつたのであります。政始の「先奏神宮之事」も事の内容を窺へば祭祀其の物又は祭祀其の物と不可分のものでなく、行政事務であるといふことがおわかりになることゝ存ります。なほこの邊のことは彼の延喜式の太政官の卷をお調べを願ひたいのであります。

(五)

祭政一途説 最後に申述べたいのは祭政一途説であります。私は如上の理由によつて祭政無差別説にも祭即政説にも神政説にも祭政一基説にも嫌たらず、祭政は到底一致すべきものではない、がしかし祭も政も共に上御一人の御天職である、天位と不可離のしかも兩者いづれも天孫御降臨の際に於ける天祖の御神勅によりお執り遊ばさるる大切の御勤である。故に祭政一途に出づて、祭と政との關係は、此の點に於いてのみ見るべきものである。故に強ひて祭政一致といふ名稱を保有せんと欲すれば、一致を一途の意味と見做した上の事でなくてはならぬと、嘗て私も一時主張いたし、其の後同説の方も漸々殖えて来ましたが、私は一途説を唱へたのは、以上の理由の外に、古語拾遺の「神物官物、亦未ニ分別」、「宮内立藏號ニ齋藏」の一節とか、中臣齋部兩氏が祭祀官として同時に政務官であつた事とかの諸事實が、斷定の勇氣を與へてくれたのでしたが、自己の經驗が進むにつれ、祭と政との關係が斯のやうな單純のものでなく、且つ單に一途に出づといふことだけでは、一種の混同で兼業と撰ぶ所がないため、事實は事實であつても單にそれだけのこと、特に高唱すべき價値のないものといふことが會得されましたので、この説を放棄

することに致したのであります。

二、我觀祭政一致

之を要するに以上の諸説は、或る一時的現象たる或る時代の祭政一致、或は或る一家の謂ふ所の祭政一致或は祭政一致の輕い意味の極く範囲の狭い一部分の意義といふことは出来ませうが、萬世一系の皇統天壤無窮の皇運と始終する祭政一致の意義ではない、明治之初、王政復古に當り高唱された祭政一致の意義ではない、永遠に生命あるべきものとして我々が高唱せんとする祭政一致の意義ではないのであります。

然ば我が國家とその始を等しくして無窮に發展すべき祭政一致とは如何なる意義でありますか。明治元年氷川神社御親拜の御時の詔に「將下先興ニ祀典一張ニ綱紀」、以復_テ祭政一致之道上也」と仰出させられた祭政一致、又同三年神殿鎮祭の際の詔に「大祖創業、崇三敬神明」、愛_ニ撫蒼生_ニ、祭政一致、所ニ由來一遠矣」と仰出された祭政一致、又同年の大教宣布の詔に「列皇相承、繼レ之述レ之、祭政一致、億兆同心云々」と仰出された祭政

一致は如何なる意義であつたか私の考へて居りますことについて少しく申述べて見たいと思ひます。

抑々祭政一致の一致といふ言葉であります、これに依つて先づ考へられることは兩者が別個の存在或は事柄であるといふことであります。若し兩者が同一のものであるならば一致といふのは全く無意味であります。又兩者が全く別個のものであるならば一致を見出すことは不可能である。従つて一致といふことは兩者が別のものであると共に何等かの共通點を持つて居らねばならぬと思ひます。しかもその共通であるのは枝葉の點に於いて相通するものがあるといふのではない、祭と政が別の領域を占めつゝ而も終極の點に於いて一であるといふ場合始めて祭政一致といふことが云はれ又祭政一致の意義に重要性を帶びて來るのであります。

扱それでは暫く祭と政の別について考へて見ることに致します。

(一) 祭政の別 今日の實際を見ますに祭と政とが可なり混同されて居るやうであります、昔はこの祭と政との別が確然として居りました。

まづ祭祀を司る官廳と、行政を司る官廳との別であります。祭祀を司る官廳を神祇官といひ、行政を司る官廳を太政官と申しましたことは今更申し上げる迄もないことであり、又神祇官中に太政官があるのでなく太政官中に神祇官があるのでないといふことも同様であります。が、この兩者が對立關係にあつたといふことが一層兩者の別を明らかにしてをるやうであります。

よく世間の學者は我國は神國であるから神祇官を太政官の上に置かれたのだと申しますが、そのとほりであることは是亦今更申上げる迄もないのです。よく窺つてみると、官衙からみると神祇官が上であります。が、その長官の身分はお話にならぬほど、太政官の長官より下位にあることあります。そこに深甚微妙のものの存するが如く感ぜられるのは姑く措き、この關係は正しく兩者の對立を明示したものといはざるを得ないのであります。

次には神域と神域外との別、祭祀官と行政官との祭場に於ける實際の狀態を見て見たいのであります。

神域には常則として必ず櫛を以て瑞垣が造られます。これは神域と人間界との境を示したもので、殊に櫛は從來榮え樹といふやうに解されてをりましたが、大槻文彥氏が大言海起草當時、二昔或は三昔前にもなりませうか、可なりの昔に國學院雜誌で、サカキは境木と解するが本義だと發表されました。が、この説は實に大槻氏一代の名説といつてもよい位、敬服するよりか外ない名説であります。が、神主といふ私どもの立場から見ますとかく解するより外なかつたのであります。

故に今日では行政官が御奉納の幣帛を奉じ神社に參向の際、神職と對立的に其の本位が設けられ、更に行政官が祝詞奏上の場合は瑞垣若は中門又は瑞垣の入口方面に設けられ、行政官は中門又は瑞垣外に設けられて、祝詞奏上の場合は、中門又は瑞垣外に在る拜殿舞殿又は神樂殿と稱せられた殿上に於いて奏上されたのであります。さうして其の奉る幣物奏する祝詞は、祭祀官の取次に依つて中門内瑞垣内の尊前に奠せられたのであります。祭祀官を中執持と稱するのはこの場合に一番よく納得がゆくのであります。

殊に上御一人の御参拜となりますと、この點が一層明確になりますて、往代は決して瑞垣又はこれに準すべき箇所に進御がなかつた。この點は非祭祀官が瑞垣内奥深く參入することに改まつた今日でも、陛下方の御拜には古の片鱗を猶且つ拜し奉り得ることがあります。それは御玉串御奉奠の場合、御奉奠の御臺が、すぐ御前にあつても、決して御親ら御奉奠がなく、必ず祭祀官が御取次を申上げるといふことあります。

とにかく神域と神域外とは截然區別があるのみならず、祭場に於ける祭祀官と行政官との行動は劃然たる別があつたのであります。

更にお祭と實生活との別、これは改めて申すまでもないのですが、お祭が實生活にうつる機會に顯はれる太い一線のことに就て申上げて見たいのであります。それは復常の生活といふことあります。

この生活を確信以て口外致しましたのは昨年十一月の始めでありますたが、この生活に氣付きましたのは、先朝の御晩年、只今の、皇太后陛下、其の當時の皇后陛下が、天智天皇の山陵へ御参拜の御時であつたのであります。

世間から御考へになりましたならば私どもは、いつも宮中に於いて、陛下方の御拜の御模様を親しく拜してをるものと御考へのことゝ存じますが、實は私どもが、陛下方の御拜の御模様を拜すといふことは殆んどないのであります。

それは 賢所皇靈殿神殿に御拜の節は 陛下の御座の御後即ち 陛下が神に向はせられた時の 陛下の御後に當る箇所には御幌と申しまして白羽二重の衿仕立の幕様のものがゆつたりと垂れてあるからであり、又四方拜其他御遙拜の御時には御座の四周には御屏風が立廻らしてありますので伺ひ得べくもないのです。

然るに、山陵等に、御拜の節は、もとより遙かからであります、御影を拜し得るのでありますけれども、この御場合に於いても、桃山御陵などでは御休所の御模様は拜し得ないのです。天智天皇の御陵、即ち山科陵には御休所の設備がないので、御始めから御終りまで拜し得たのであります。先づ御乗物から下御になりますと、御丁重の御手水があり、御手水が了ると、静かに進御あらせられて御演床に昇御、掌典の奉る御玉串をとらせ給ひて、非常に御嚴肅の御拜があります。御拜の間約十分、凡てのものが 陛下

の御拜に引付けられて、眞に御陵靈と陛下の御心との不二的御交通の御時と拜せられ、深い／＼世界に身も心も引つけられる感が致されました、時計では十分であります、シーンとしての十分、平常の半時、事によると一時間にも該當するかの感がありました。

やがて陛下には御拜がお済みになりますと、掌典鞠躬如として御側近く伺ひ御玉串を拜戴して御直前の御玉串建に奉建、終て其の旨を深揖以て御復命申上げ、退いて退御を待ち奉ります。陛下には一步一步御後退かくて凡ての御儀が御済みになりました歎々御陵に御別れの節、改めて御丁重の御手水があつたのであります。この御手水はかねて洩れ承つておりましたが、御實際を拜したのはこのたびが始めて、しかもそこに得ならぬ御ひかりを拜したのであります。

祭後の手水、否尊前拜辭の時の手水、これは尊所に於いての手を、其の儘他に使用すると、神罰を蒙る。といふ意味、即ちタブー的に解してをりましたが、この場合拜し得たものは、そんな消極的のものではなく、もつと積極的のものであつたのであります。

御代は昭和と改まり、大禮事務に鞅掌、其の必要上關係文献を、事務に忙殺されつゝ嘗

むが如く逐字的研究の際、延喜式卷七の大嘗祭の末に到ると、復常の二字が、大寫しの如く特に大きくはつきりと映じた。やがて自分の青の鉛筆はこの二字の四周に走った。爾來關係資料を蒐集して思ひを深めること數年、遂に上記の年と月に意決して、國民精神文化研究所の科外講義に於いて發表し、この程「邦人」に於いても御覽を願ひましたのですが、この生活が祭政一致に大關係がありますのでこの際改めて述べさせて頂きます。先づ祭政の別に参考になる點を申上げます。

祭後に於いてのこの手水専門的には解齋の手水と申すのですが、この手水と同一系統のものに解齋の御粥といふことがあり祭後の大祓があり、更に解三齋服・著三常服」といふことがあります、抑々祭祀に當り粥を食し飯を戴くといふことは何を語るかといふと、祭祀と實生活との界に引いた太い一線であつてこれは壁間に掲げる畫と壁との境目である額様と同様のものであります。

解齋の手水。齋を解く手水。特殊生活を洗ひ落す。解齋の大祓、齋を解くに當り一區劃をはつきりあらはした御祓、齋服即ち祭祀奉仕の服を解いて、實生活の際の服を著る。明

らかに祭祀と實生活との別を示したものであるが、タブーの所謂洗ひ落しただけであるかどうか。と同時に額様は果して畫と壁とを別つだけであるか。否瑞垣は神域と神域外を別ちは別つがそれだけのものであるかどうか。

瑞垣を設けたといふことは、兩者の別を明らかにするのではあるが、全然分離の意味であるかどうか、もし完全な分離を目的とするならばこの人間界に神域を設けずには何故か。否瑞垣を設けるといふことが、既に人間界にあるといふことを示してをる、別たねばならぬが人間界にある。この關係はやがて額様も同様である。全然別所に掲げずに、この壁にかゝげることは、壁と畫とは別たねばならぬが、この畫が壁に必要なのだと解されると觀する時に、この額様は、一方彼我の間を別つと同時に他方彼我をして關係せしめる重要な機關である。もつといふならば、兩者を一體の關係にあらしめるものであるといひ得るやうであります。

かう考へて來ると、祭後の諸行事は、祭と政と別つものか將又一體の關係にあらしめる

ものかを考へるに當つて、今少しく祭と政との別を、祭其のもの政そのものについて述べて見やう。既に時々觸れては來ましたが……

祭の字義、政の字義は姑らく措くも、マツリマツリゴトのことである。マツリとはいろ／＼の見方もあるが、己を空しうして或者に對して凡てを盡くす意、人間としてこの第一位におくものはいふまでもなく神に對するもの。こゝに靈に對する祭があらはれる。マツリゴトのマツリ亦然りであるが、ゴト・コトは人に依つて異なつた見方もあらうが、人と人の間に人間的所爲の伴つてをるものなることは明らかであります。要するに一は靈的のもの一は人間的のもの。しかも其の實際はマツリは人間が靈に對するものマツリゴトは人間が人間に對するものとなることは疑ふべくもない。かく兩者のこととなつてをることは論のない所であるにも拘らず、マツリマツリゴト、言葉が同じいからとか、もう少し立入つて語根がおなじいからなどと兩者混同、甚しきはマツリを政治の一機關とした見解の存するは誠に遺憾と存じます。

たとへば國語の甲辭典が祭事は即ち政事の一部なりとするが如き、又乙辭典が祭祀も政

治もひとつなることといふが如き、又丙辭典が、政治組織の一形式とするが如き、殊に新進の學徒の執筆を誇る目下續刊中の某書に同じく政治組織の一形式と前著のすきうつし的の解を見るが如きがそれであります。

とにかく祭は祭政は政、明らかに別である、然るに一致の二字の附加は何故か。これより兩者的一致方面について述べて見たいと存じます。

(二) 祭政の一一致 類様に於いて、瑞垣に於いて兩者の別を明確にすると同時に兩者一體の關係にあらしめるばかりでなく、ともに別が明確なればなるほど一體の關係濃厚になるものと見得るが、この眼を以て復常の生活を見る場合、いかなるものが現はれるか。

直に眼につくものは、解齋の御粥であります。祓ても手水でも洗ひ落した意味に解せば解せまするが粥にいたつては、どう見てもさうはとり得ないばかりでなく、食物はあくまで過去の生活に屬するものでなく、現在及將來の生活に屬するものと致しますれば、どう解すべきでありますか。殊に祭事に於いて食物は現在將來の生活の根柢的改造の最善手段であるといふことを顧みるに於いてさうであるばかりでなく昔の諒闇終の大祓等に於いては、御禊がお済みになつた後、吉書即ちおめでたい書を奏讀することがあつて後御膳を奉ることがあります。

吉書の奏は、皇子御誕生の際の讀書の如く、又他の場合の壽詞の如く、これに依つて眼に拜し得ざる大御心の大御榮をことほぐものであり、その事が済むと御膳を奉ることがあるに依つて明らかに、新しい御生活の御爲といふことは疑ふを得ない、随つて御膳は御禊以前の御生活の御爲でなく、来るべき新しい御生活の御爲であると存じます。

是に於いてお祭のお粥は潔齋に入るに當り、忌火の御飯をめされる意味に於いて、祭後の生活の爲めである。換言すれば来るべき實生活の爲めであるといひ得ませう。かう觀じ来れば、彼の大祓、手水、改衣皆然らざるか。

先づ大祓を考へてみたい。諒闇終の大祓に於いて御はらひ後吉書があり御膳があつたといふだけでも、其の祓が過去の罪障消滅のためでないといふことに氣がつきますが、正月元旦を迎ふる前日しかも夕刻に大祓があつた。下半期の第一日たる七月一日に先立つて、六月三十日の大祓がある。否お祭に當りまづお祓がある等から見ても新生活のためである

といふことは明かであります、手水はどうか。

洗ひ落すといふやうなことが、すぐ頭にひどいて来るせいか、とかくこの方面に心が引かれるけれども、手水は穢を洗ひ落すばかりでなく、より緊張する場合に用ゐられる。例へば恐れ多いことではあります、允恭天皇が辭而不即位に當り、妃忍坂大中姫命が、群臣の憂吟を見るに忍びず御即位を仰ぐべく、御親、洗手水を執つて進め奉る。不欲聽、遂ひに洗手水を捧ぐること四五刻、時に季冬之節風亦烈寒、こゝに於いて鉢の水溢れて腕に凝り、寒に堪へ給はず將死すと、遂に何謝まんやと仰せられた。とあるが、手水が帝位に即き給ふことを御承諾にあたりて直に遊ばるべき御行事に不可缺のものたるは明かるると同時に、過去のものの洗ひ落しの如きものでないといふことがわかると思ひます。

かくて改衣は何か。神明に接するに當り最後の行が神態の服に改むといふことである意味に於いて、又單に齋服を解くばかりでなく常服を著すといふことが特記され、西宮記の如きは齋服を解くといふことはいはずに改御衣とのみ記し、貞觀の儀式亦是に同じい書振りがあるのを見るに於いて、常服を著るといふことに主力を置くものがあつたことは明らか

かであります。隨つて次の生活即ち常の生活、實生活を念としたものともいひ得るのであります、延喜式が脱ニ齋服ニ復レ常といつた復常の二字は實にこれら凡ての結論と存じます。

以上に依つて復常の生活も額縁同様、瑞垣同様兩者を別つと同時に兩者を一體の關係にあらしめるといふことがはつきりしたのでありますが、どうして別ちつゝ一體の關係にあらしめるかといふことを考へるに當り近神法の眠りの生活を考へて見たいのです。

それは修練又修練、法に依つて自己の身心の一段の向上を見たが、其の場合必ず眠るのです。かくて一睡めざめれば、自己の身心にはいふにいはれぬ生々したもののが存在を感するのですが、この原因と結果との間にある推移情態を知るによいものは、藝事の口傳又は傳習であります。

聞く所に依りますと、尺八の祕曲の口傳が済むと必ずねせる。かくてめざめればまた吹かせる。吹かしてよければこゝに皆傳といふことになるのださうであります、もつとこの間の消息を明らかにしたものは、新聞にいつか出てをつた中村吉右衛門丈の母が、吉右

衛門丈に踊を教へた時の話であります。母が吉右衛門丈に踊を教へると必ずねさせる。さうしておきた所今一遍睡眠前に教へたものをさらはせる。よければよし。さもなければ、更に教へて更にねさせたさうであります。この習つたこと、睡眠とはいかなる關係があるか。

習つた直後のものは、まだ母の手が活いてをる。少なくも凡てが自分のものになり切つたとはいひ得ない。然るに眠れば、其の機會に未だ自分のものになり切らぬものは消散し、自分のものになつたものだけが残るばかりでなくその間自己化が更に其の度を増し自己化の自然の生長を見る。睡後の一ふき、めざめての一さし、改めて生み出したといふ意氣の充實した生きしたもののが存在は想察に難くないと存じます。

かういふことから修練の眠と其のめざめの時の心境を顧みる時に、前項と同じいものを見るばかりでなく、彼の復常さては瑞垣、さては額様と考へてゆく時に、其處に同一形式同一内容を見るものがないとはいひ得ないやうであります。事茲に至りますと、祭と政との間に、如上の如きものの存在はないか。

大化元年石川麻呂卿が、我が政事の根本方針の御下間に對して、「先以祭ニ鎮神祇」、然後、應レ議ニ政事」と奉答されたが、畏くも、順徳天皇が、禁祕御抄に於いて、「ん禁中作法、先神事、後他事」と仰せられた。殊に、明治天皇が毎朝御政務をみそなはせ給ふ時に當つて、

かみかぜの伊勢の宮居を

拜みての、後こそきかめ、

朝まつりごと

と仰せられた。祭と政との中間には凡て後といふ文字があり御ことばをかへりみる。この後こそ、上來とく所の祭と政とを別つものであり、同時にひとつの如き關係にあらしめるものであると存じます。しかし別つ點は明らかであるが、ひとつの關係にあらしめるのは何かといふことをこゝに伺つてみませう。

事實に觸れるに先だつて、一致といふことばをかへりみる。一致といふはもとより兩者の別を前提としてをるもので、兩者が同一であれば決して顯はれないものであります。

とはいふものの、もとより、別といふだけでない。一にするものがある。何が一になるのか。文字に示すが如く、致を一にする。ムネをヒトツにするといふことになるやうであります。其のムネとは何か、致とは何か其のめざすものがひとつだといふことは何か。そこでしかば祭と政とのめざすもの同じいといふものは何かといふことになりました。

第一にお祭のめざすものは何かと見てみると、マツリといふ言葉の示すものがあるとはいひ條、從來は報本反始やがては祖先崇拜、ひとへに御禮といふことでありましたが、純眞の農村の青年が、何者にも教へられずお祭する時の多くは作物の最も優れたものを神にお目にかける意味に於いて、おほめに預る意味に於いてお供するといふことを屢々話に聞くし、又一家にめてたいことがあると、何を描いても、祖先の靈に對して御披露申上げるといふお互の生活からもいひ得るのでありますけれども、延喜式の八の卷の第一の祝詞祈年祭のしかも御年神に對する祝詞に、劈頭第一に、年穀に對して、「御年皇神能前爾白久」、伊加志穗皇神等能依左志奉手肱水沫畫垂、向股泥畫寄氏取作奥津御年乎」とあるが依左志とは委任、もつといふあらば任せ切りといふことありますが、この委任に

對しては復命がなくてはならぬ。奉對がなくてはならぬ。これが廣瀬大忌祭のいつてをる如く秋祭に奉られる初穂の根本の原因をなす。而して其の次の祝詞を案すると、「八束穂伊加志穗皇神等能依左志奉者」初穂をば云々とある所によると、御よざしに感激した大御寶が泥まみれになつておぼしめしに叶ふべく努力すると、其れに御感深く、こゝにみいづを不斷にたまはる。これに對する御まるりが、報本反始であるといふことになるのであります。目的は單にこれだけではなく、祈願・身得・顯現とあります、とにかく第一次、しかも主なるものと見受けられるは奉對といふことは、かくとくに於いてもはや疑ふべからざるものであると思ひます。

次に政治方面を見る。神代史の中心問題にして、我が不變の國是の確定したと拜せられる天孫御降臨の際、天祖の下し給はつた五大神勅の更に其の骨とも仰がれる「皇我宇都御子皇御孫之命、此乃天津高御座坐、天津日嗣乎萬千秋長秋瑞、大八洲豐葦原瑞穂之國乎安國、平氣久所知食言寄奉賜」とあつて、やがて奉對をめどとしてをるかと存じますが、明治天皇御踐祚の第一日に當り、中山忠能卿が「抑皇國、天照皇大神宮御國而、天子令

預御之雖、至尊吾物ト思召テハ自然御隨意之御所置可押移」と言上してをる。それからぬか、明治廿六年のことかと記憶して居りますが、政界が非常に動搖した際、さう騒いでは、朕はどうして、祖宗の神靈に奉對することが出来るかといふ恐れ多い詔勅をお出しになり、明治三十七八年の戰役に當り、萬々一、この戰に敗れては、それこそ、祖宗の神靈に對して相濟まない。何としても勝たねばならぬと仰せられたと、民間に傳はつてをり、同三十八年五月三十日、日本海の海戰の大捷につき東郷司令長官に「朕ハ汝等ノ忠烈ニ依リ、祖宗ノ神靈ニ對フルヲ得ルヲ懼ブ」と優渥な勅語を賜はつたのであります。要するに、政治の最高は祖宗に對してよざしに對する奉告であり、奉對である。もとより治國愛民といふことがあります。最高のものは祖宗に對する奉對であるといひ得ると存じます。

かう並べて見ると祭の第一義と政の第一義とが一致する。祭政一致といふことは、決してこれのみで論が盡きたとは申しませぬが、祭の致は或意味に於いての生產から安國だ。政亦統治から安國だ。而して政のムネとめざすものは、祖宗の神靈に奉對することであ

り、祭もとより神靈の奉對を以て根本義としてをる。こゝに祭政一致といふ一の動かすべからざるものを見たと申したいのであります。

かく一應一致の第一義を明らかにして、更に神祇官と太政官の關係に於いて祭政相制相助を見、祭にあつて政を忘れず、政にあつて祭をわすれず、空に走るな道を忘れるなどいふことなどから更に無限にそれからそれへと問題は展開され得やうが、なぜ我が國にかかる祭政一致といふことがあるのか、どうしてかういふがつちりしたものがあらはれたのか、我が國體それを立證する國史のいづれより顯はれたかを神代史の大綱によつて少しく述べさせて戴きたいのであります。

(三) 神代史の大綱 高橋氏文に「大倭國者、以ニ行事ニ負レ名國奈利」といつたが如く、名に依つて其のものゝ行蹟はわかる随つて名の存する所行蹟あり歴史ありともいはれます。が、歴史となると其のものが意識的に活躍したといふ、名以外の行蹟の傳はつたものからといひたいやうな氣が致します。かうした見解の下に我が所謂神代史を仰ぐと、實に伊弉諾伊弉册の兩尊よりと申したいのであります。

謹んで伊弉諾伊弉冉兩尊の御行蹟を世人の最も了解してゐる古事記に依つて案じ奉ると、兩尊は、天神の命を奉じてこのたゞよへる國を修理り固成さんとせさせ給ひしに始つてをりますが、この命を下し給うた天神とは何誰であらせられたか。

從來の學者のお説を伺ふと、或は古事記の記す所の別天神五柱の神々とし、或は、天之御中主神を除いての別天神四柱の神とせられるやうであります。但、所謂の天神が、果して別天神であらせられるか否か。

所謂別天神中、後に天神と申し上げた神もあらせられるが、遂ひ二十行ばかり前に、特に別天神と記した神を、二十行後に天神といふかどうか、殊に本居宣長翁のお説では、五柱以外は天神でないといふ風に説かれて、この天神は必然に五柱の神だといはれるに至りては、いかに翁のお説とはいひ、どうも之に隨ふわけにはゆかないのです。何となれば、古史の凡てに天神と稱するは或る特定の神の固有の稱號でなく一般に通ずるものであり、萬多親王が奉勅以て弘仁年間に奉つた新撰姓氏錄には、明らかに、天神は五柱以外に澤山あらせられるのであるからであります。

殊に別天神の意味を、景行天皇紀の別王の別、序文は偽撰ではあるが、本文もといひ得ない舊事本紀の、神代系圖の各御代に於いて正位の神の外に別何々の神といふ神があらせられ、其の別何々の神から別何々の神と線を引くと、それが大中臣氏の系圖となつたり度會氏の系圖となつたりする所を見ると、特に古い貴い天神といふ意味でなく、何等かの意味で、伊弉諾伊弉冉兩尊に至る神々とは、別な關係の神と拜す方が妥當ではないか。特に古い特に貴いといふ神が、天祖の天岩戸のおさしこもりから突如として顯はれ給うあたりから、其の後の御神蹟を拜すると、どうも特別の御方とは拜せられない。我が皇室の御直系とは別の關係の神々と拜せられ、其の読みもコトといふのが正しいかどうか。どうやら古訓のワケといふ方がよいではないかと思はれる節が多くあるのですが、議論をここまでおひこんで来ますと、無批判に天之御中主神高神の兩皇產靈神を造化三神と奉稱することがうたがはしくなるのであります。

三神を造化の神と申上げたものは、古事記の序文の參神造化の首をなすと、顯宗紀の高皇產靈神を天地鎔造に預り給うたといふ以外に、それらしい影さへ見受けない。しかも參

神造化の首をなすと記した太安麻呂氏が、單なる語り物の筆錄的の勞でなく、眞に心血を注ぎ且史書として萬世に範を垂れた日本書紀に於いて、あれほどえらく書きたてた參神をいかにお取扱ひ申上げたか正書は國常立尊に始まつて、所謂造化三神ではないばかりか、一書に於いてさへ、第四番目の一書のしかも其の又曰としてお取扱ひをしてをるなどを見ても、あの序文は、どうやら筆のあやと見受けられるけはひが、考へれば考へるほど、はつきりして來るのは誠に遺憾であります。殊に况んや、天之御中主神を宇宙の大靈として彼是論を進めるに於いてをやといひたいのであります。

宇宙の全貌さへわからぬ、否考へられない人間が、其の大靈などと無造作にいふことが、私には了解が出来ないうへかういふ大きな誤りを國學者とか神道家といふ人等が致し、さうして世間の多くの學者に迷惑をかけてをります。それは御中主之神は宇宙の大靈だからお祭をしない隨つてお社がないとすることです。

明治維新當時——今は別ですが——明らかに御中主之神を奉祀したお社はなかつたといひ得ませうが、ずっと中古そのことが斷言し得ませうか。何となれば、萬多親王が氏々の祖先をお取調の節、私の祖先は天御中主神でありましたと申上げた氏が少なくも三氏あつた。度會の系圖に於いて大中臣の系圖に於いて、祖先を天御中主神とした。二所大神宮例文にも、度會の系圖同様のものがあり伊勢風土記にもあり、三代實錄にもあり殊に續日本紀の桓武天皇天應元年秋七月癸酉の條に於いて、一氏族は、私は天御中主神の子孫でありますとし、中興の宗の名と共に其の系圖の御認めを得てある。しかも世數が殆んど凡てにあるが、凡てが近似してはをるが、それらは同一系統の記録ではない。祖先崇拜の殊更あつい我が國の風に於いて、自分の祖先は天之御中主神だと朝廷にさへ申上げてをる以上、之を祀らざることはない。隨つて祀らなかつたのではない、お社がなかつたのではない。なくなつたのだ。後世にお祀りを残すまでの記憶、心情が其の子孫になかつたといへばいひ得まいかと存じます。

とにかく別天神といふはたしかにおありになつたが、諸冊兩尊にいたるまでの一系の神でない別系統の神だと伺はれるのであります。がしかりとすれば古事記の別天神の處で一線を引いて、さて紀記兩典を照り合はして見ると、實に其の規を一にしてをつて、決して

紀は國土を記は高天原などと別々に考へなくともよいと存じますが、以上のやうの見方をしてくると、愈々彼の天神が、所謂別天神とは速断し得ない。寧ろ國常立尊以後に仰がねばならぬことになりましたが、然らば何誰か。この疑問は一時お預けとして書紀の傳を伺ひたい。

書紀の正書は勿論、一書の多くも唯一傳を除くの外は不思議にも天神の命がなく、兩尊の共議といふことになつてをる。兩尊の共議に依つて修理固成の大業即ち地上の完成を御企はてになつたといふことになつてをります。この事は上來屢記の如く日本人は銘々の努力を中心にするといふことを神も人もお望みになり、又さうしてをるといふ氣分からも納得が出来ますが、しかし銘々の努力中心とはいひ、其の頂上高く神の御光を必ず仰いてをる。即ち神の先行人の努力其の合致がコトと現はれるといふやうな點からも氣のつく事であります。即ち神の命と傳へられたものではなからうか。それが一書と記とに天神の命と傳へられたものではなからうか。國常立尊から御代々の思召みいづが積り積つて兩尊の頭上高く天神の命とあらはれ、祝詞の所謂神漏岐命神漏美命の命以てと

拜する時に、自分は何やら落付を感じたのですが、天神が何誰といふことははつきり伺ひ得ないのであります。けれども其の氣持は確かに、兩尊の御關係の特に深い神々の御心を御心として、悠久の過去の宿題をこゝに御實現といふことになつたことは疑ふべくもないのです。

さて兩尊の御關係特に深い天神の命を高く仰がれて、兩尊の共議又共議の後愈々不完全なる地上の完成に御著手になり、先づ國土をお生みになつた。山川草木から神々とお生みになつた。生むといふことはこの兩尊に始まつてをる所から、其の以前の產靈の思想と比較して見る時に、產靈は生々化々を見るが、生むとなればると、より自然力的に感ぜられ、力、出現、しかし生むのもつてをる人間味、生むもの生まれるものとの間の彼我一體的の感、生み出す意思の明瞭、生み出た後の無限の進展といふことが、どうも少ないか、又はつきりしてをらない。それはとにかくとしてこの人間味豊かな、生むものの生む意思のはつきりさ、彼我の一體、しかも生みの子八十續的の無限の進展等から、生みの思想の内容を、今の言葉では、一體的無限の進展といはねばならぬやうであるが、この見方いひ

方はとにかく、ものの完成には統一を要する。一體的關係を要する。

兩尊は國土山川草木及神々をお生みになつた。さうして其の一切を神とせられたるが如く其の箇々の完成は成就されたが、たゞよへる國をつくりかためむ、地上を完成しやうとの思召には未だ添はない。この思召に添はせやうとせらるれば、こゝに先づ凡てを一體的關係にあらしめるすべる神をと、こゝに大御心特に深く、地上統一の神即ち地上の主の御出現に御努力あらせられた。かくて御降誕を拜した。

ところが御降誕の御方は、光華明彩六合照徹、この地上に仰ぐには、餘りにも御徳高く坐々すを以て、天上の主と仰がせられた。

この事實はこれまで天上をしろしめす神があらせられなかつた。大割引に拜しても、永遠の主がなかつたといふことが、確言出來ますると同時に、造化の神といふやうな神があらせられなかつたといふことがいひ得ると存じます。

なほこの事實は後の事からも伺はれることはあります、最初の目的であらせられた地上の主の御任命は一時お取止めになつた。目的の變更となつた。この御變更は何故かと

申しますと、どうも、天祖の御徳の高いばかりでなく、もつと何かあるやうな氣が致しますが、先づ考へられることは、地上の主を主たらしめるには、天上の主の御背光を要した。別な拜し方をすれば、天地を貫ぬく永遠の光を要した。本定まつて末安して本の確立を要したかと思ひ奉られます。

さて天上の主が定まつた。そこで御親の神には、地上の主を御定めになるべき手順となりましたので、もとより其の御候補の御一方であらせられた皇弟素戔鳴尊を以て地上の主に遊ばした。

いふまでもなく尊には、御親神が、地上の主をとてお生み遊ばした時の御一方で、生れながらにして御徳が高かつたし、それに事變後の尊の御行動を拜すと、身を以て一少女をお救けになつてをる。御武徳の高きこと涙おもろいこと、ことに御姉と坐す、天祖に對し奉り、身を提して獲させられた草薙劍を、直に親しく御獻上になつたこと、其處に長上に對する御敬意御肉親の御親しみのいかにお深くいかに厚いか計り知るべからざるが上に、天の下の生産に御一家舉りて所謂東奔西走お席の暖まり給ふことのなかつたことを考へる

に當り、決して御親神の御眼鏡ははづれてはあらせなかつたことが、餘りにも明らかであります。御若げのいたされた所か、又は吾々の想像も及ばない深い／＼御譯合があらせられたことか、御行動は地上の主として御ふさはしくはあらせられなかつた。

遂ひに御親神より、地上の主の御よさしの御取消となつた。こゝに事變が突發した。天祖には見直し聞直しの御聖德に依つて、幾度も／＼御見直し御聞直し遊ばされたが、神殿を汚し給ふに至り、御反省も加はらせたことか。天岩屋に御さしこもり給うた。六合直に常暗となつた。

是に於いて、高皇產靈神を第一として、其のなすところを知らなかつたが、この場合八百萬神の絶對歸服以て至誠の披瀝より何ものもなかつた。絶對歸服至誠披露、固くとさせられた岩戸も遂に聊か開いた。この思召を拜するや、間髪を入れず天手力男神は、千萬力を以て御開き申上げ、再び光華明彩六合照徹の御光を、天地に拜した。

この事變をよく／＼拜し奉ると、もとより求むべき御事ではなかつたが、一面から伺ふと、この事變に依つて、天上の主たる御靈徳が、天地に充ち亘つたと共に御靈徳の一段高

きを拜し奉つたと思ひ奉ります。

それは、御徳がお高いので、御親神は天上の主の御位置に仰ぎ給うたが、未だ天上の主たる御徳があらゆる神々の心の奥深く行き亘つたかどうかは、わからぬといへばいひ得ますが、岩戸のおさしこもりに依つて、お徳になれた神々が、今更ながら其の御徳の御高さ、名實とも天上の主に坐々したことが、心の底にしみ亘つたことゝ存じます。

しかも事變は御靈徳が、世界の偶々まで行きわたつたといふばかりでなく、大御稜威に於いて、一段の高きを、否眞に一切のものを照らし一切のものを生かさしめ給ふ、天照すの御徳の御向上を拜した。それは、事變前は、天上の主ではあらせられたが、まだ地上の主を御命じになる御事は拜しなかつた。然るに天岩戸をお出ましになると、地上の主任命は御親神にあらずして、皇祖より御渙發になつた。曩に地上の主たらせられた皇弟の、地上の主としておふさはしからぬ行動があらはせられたのは、御親神の神が、地上の主の御よさしを一旦御取止めになつて、天上の主を御定めになつた其の御事情中に、現に胚胎してをつたものでなからうか。地上御經營の御方の御取定めでは、何となく落付がな

くなつたのではなからうか。この想像はとにかくとして、皇弟の御ふさはしからぬ御行動は、誠は大きな高いさうして深いものの出現する前提であつた。生れ出づるものゝ悩みであつたと伺はざるを得ないやうであります。

かくて一切のものを照らし一切のものを生かし給ふ、天照大御神には天上の主たる御任務として、地上の主をお定めになることになつた。この時大御神には何誰を御撰定になつたか。國史を按するに、皇弟素戔鳴尊の御子を、大御神の御子と遊ばしさうして改めて地上の主と遊ばしたのであります。御名を、天忍穗耳尊と申し上ぐ。

私はこの御取扱を仰ぎ奉ることに、義理と人情とをお盡しあひにお盡しになつた神慮に唯々ひれ伏すより外ないのであります。それは、皇弟の御子を地上の主と遊ばされたに依つて、御子の御父素戔鳴尊の當然なすべき御任務が、其の御子に依りて遂げ行はせられた。皇孫を、皇祖の御子と遊ばされたに依つて、皇祖の第一使命が、其の御子に依つて御遂行になつた。皇孫が地上の主たらせられたに依つて、伊弉諾尊の地上の主を皇祖に御命ぜられんとせられた始のお思めしも、一旦素尊を地上の主と遊ばされたことも、凡てが遂

行せられ凡てが御見込違ひでなかつたといふことが伺はれる。舊劇、日本が本當にうんだ歌舞伎劇に於いて、其の根柢が常に義と情との盡しあひに立脚し、觀者亦これに魂を吸込まれるといふことは既に、この御時にこの内示があつたとも解されはすまいか。

かくて延喜式の祝詞によるに、天忍穗耳尊が、地上にお降りにならうとすると、其處には高皇產靈神が支配してをられた。て皇孫の御弟天穗日命が主として交渉の衝に當らせられ、遂に凡てを皇孫に奉ることになつた。しかも高皇產靈神の姫君栲幡千々姫命を天忍穗耳尊に奉つた。さうしてこの姫君を奉つたといふことが、既に高皇產靈家が、皇室に次いでの名と實とを兼ね備へさせられた方と斷定にかたくない。後の皇后のお出ましになつた御家は恰ど然りであるからであります。

この事件のため忍穗耳尊は御降にならずに、千々姫命との間に御降誕の、瓊々杵尊を地上の主と仰ぎ給うことになつたが、この際五つの神勅が下つた。即ち天壤無窮の神勅、同床共殿の神勅、天津神籬の神勅、侍殿爲護の神勅、齋庭之穂の神勅の五つであつた。

天壤無窮の神勅は、皇位と皇統に關するもので、其の間自から崇祖愛孫のお思召が含ん

てを。同床共殿の神勅は、敬神崇祖と同時に其の結果に御修徳の御蔭を仰ぐもの。天津神籬の神勅は、天上天下ひとしく神祇奉齋に依りて、上御一人の大御榮を祈るもの。侍殿爲護の神勅は身を以て、上御一人に忠誠を盡し奉るもの。齋庭之穂の神勅は物即靈德の侍經濟觀に基いた御愛民盡忠、それに敬神崇祖の加つたものであります。いづれも地上完成の必要條件であります。

而してお供には皇兄天火明命の御子天香語山命を第一席として高皇產靈神神皇產靈神の御子孫其の他凡三十二神、更に五部の神、其の伴領に二十五團の天物部、それに兵船の司令官と見受けられるもの六人といふ正々堂々の儀容の下に天降り遊ばされた。

しかるに又候ろ、地上を支配する神がある。そこで鹿島香取の兩神に依つて大己貴命の國譲があり筑紫の南端に天降り給うた。坐々すこと御三代、御積徳と共に凡ての御用意なつて、後ち神武天皇たらせられし狹野尊、御兄五瀬尊等と共に、始めからの目標地、否伊弉諾伊弉册の尊の國生の御時より定まつてをつた六合の中心地と目された大和國へと軍を進めさせられた。

其の時の御模様は今伺ふによしもないが、天孫御降臨の際のあの大かどりのお供だて、それにあちらに一年こちらに三年又はあちらに七年こちらに八年と諸般の御用意があつたといふ傳から見ても大部隊であられたといふことは疑ふべくもない。

然るに一切の成功の前には、例外なしといつてもよい位失敗の伴ふ諸冊二尊以來の御吉例はこの場合にも拜せれた。大坂口に於いての御敗軍、しかも恐れ多くも皇兄五瀬尊の御戰死を拜した。然るに、これに屈せられず、しかも彼の熊野灘の荒海を物ともせさせられず、極めて敏速に軍を熊野に轉回せられた。其の御强行振りと御覺悟の牢固たらせられしは、其の御航海中、稻飯命三毛入野命の御他界を拜したに依つても伺はれる。

しかも御難はこれに留まらない。往先々々に御難、又御難いふまでもなく一難ごとに勇氣百倍、全力をお盡しになつて素志を少しもまげさせられない。全力を盡し切る所に神は常に顯はれる。素志を屈せざる所に萬人は必ず引つけられる。神助内應遂に敵地に近づき給ひ國見を遊ばすと、こはいかに軍備充實眞に蟻の道ひ出づるひまもない。こゝに最後の切札として、六合の中心國たる大和の靈地天香山の土即ち大和の物根モノヅケたるこの土をひそか

に取らしめ給ひ、これを以て作りし祭器に依つて空前の大神事顯齋を行はせられ、愈々出陣に當り、この神事に依りてえさせられた齋凳の糧^ヲを聞食さるゝや御意氣既に敵軍を呑み給ふ。遂ひに區宇を安定して東遷の一念を御貫徹あらせられる。

かくて國の塊區畝傍山東南櫛原の地の底磐根に宮柱太しき立て高天原に千木高しりて宮殿を營ませられ、紀元元年正月一日、この日を以て天基草創の日と定めさせられ、天位の貴、朝廷の重を四方の國のおのづから仰ぐ莊嚴なる即位の大禮を、八紘を掩ひて一家の關係にあらしめたいともけだかくしかもあたいかひおぼしめしのもとに行はせられ、こゝに諸冊兩尊に發して、天祖に大成し皇統に依つて實行の第一歩を踏み出された聖業の礎石は天壤無窮の意味を以て据えられ、始馭天下之天皇とたゞへ奉り、御名を、神日本磐余彥火火出見天皇と申し上げ、後ち御謚號を、神武天皇、と申し上げ奉つた。

それより諸般の御整理あり凡ての事定まるや、四年、大詔御渙發の下に靈時を鳥見山に立て給ひて、皇祖天神を祭り給ふ絶後と申し上げらるやうな大神事を行はせられてこゝに神代史の一切の御結末を拜した。私どもはこれを以て神代史の大綱とするのであり國史の

根幹さては我が御國體の根幹とも仰ぐのであるが、同時に祭政一致の御實例を拜すとするのであります。自分は祭政一致の意義を承知する手だてとして今一つ祭祀そのものゝ本質について考を練つて見たいと思ふのであります。

(四) 祭祀の本質 祭祀が何であるかといふことを承知するには、先づ祭祀の領域を靜観するにある。祭祀の領域を靜観するには、祭祀の現状を見つめねばならぬ。然らば現状如何。

祭祀といふと、世間就中宗教家は一も二もなく宗教の一部分の信仰のほんの片われ的形式化といふやうにいふが、彼等の行ふ所の祭祀はさうかもしがれぬけれども、祭祀全般を眺める時にそんなことはどうかと思ふ。先づ見て見たいものは、宗旨の異なつたもの同志の葬儀の参列の場合であります。

何教と稱する宗派神道に屬する者が、カトリック信者の葬儀に参列した場合を考へる。彼等の式に依つて香を焼く。たしかに彼の宗旨の一部分を執行した。けれどもそれが香を焼いたのは彼等が信ずるが如く、其の死者の死を以て、安らかに天國にお引取を願つてと

いふことを感謝したのではない、祈つたのではない。知己の死を悼む心情を以て行つたのであります。

この關係は門徒宗の葬儀に日蓮宗の者が參列した場合も同様である。阿彌陀佛が五色の雲に乗つて死者をお迎へになりそれに依つて極樂往生をしたものと信じて參列してをるのではない。私等同様知己の死を涙で弔ふものである。

又これを外人がお互のやうな神道、もしくは國式といはうか。其の葬儀に參列した時、玉串を捧げる。この外人がカトリックであつても天國に安らげく御引取りになつた方として玉串を捧げたものとは解せない。前同様、死は悲しとの意思が明らかに現はれてをる。更に宗教家同志でなく、宗教を否定し神を否定してをる所謂無神論者の葬儀、其の第一次のものとも見得る中江兆民氏の場合を思ひ出す。彼等は中江氏の柩を部屋の奥まつた所に黒布を覆うて高く安置し、其前に門下生は聲涙を共に下つて弔詞を讀んだ。しかも其の時ばかりでない。山本宣治氏の時も同じい。これによると知覺すべきたましひ見る眼聞く耳のない遺骸に、たましひ以上のもの見る眼以上のもの聞く耳以上のものの存在を認めね

ばならない。極は彼等は單に宗教とか神と靈とかいふ言葉を否定したもので、其の事實の承認に於いては宗教家以上のものがある。

かくて以上の凡てを見ると、宗教家には其の御宗旨以外に一種の信仰生活、無神論者にも彼等の所説以外に一種の信仰生活の存在を肯定せざるを得ないが、そればかりでなく其の凡てに相通の形式内容を認める。これは何か。

私は更にこの宗旨以外の一種の信仰生活について、過去千年間神社崇敬を擁護した者が何者であつたかを考へて見たい。考へるまでもなく、其の大多數は佛教信者であつた。しかも今日の多くのやうに、自分の家は昔から佛だからといふだけの佛教信者でなかつた。とすれば神社崇敬といふことは、彼等の信仰と抵觸しなかつたといふことはたしかにいへる。これを納得し得る一つのものは、死んでからは佛様だが、生きてをる間は神様だといふことである。神社崇敬は祭祀である。祭祀は宗教と抵觸しない。祭祀は生きてをる方面に特色をもつてをる。佛教はあのよに關心をもつて、特色をもつてをる。これから考へると、彼の弔の場合の異信者の不可解の心情ともいひ得るものは生きてをる者が生きてをる

といふことに立脚して、この生きてをる世界を去つた死者に對する人間共通の心の動きではなからうか。しかもそれが信じても信じなくとも、いやでもきらひでも平生とは異なる生活即ち信仰生活といはざるを得ない形式で現はれる。其處に神社を生んだ祭祀と同様のものがあるといひますまいか。

又遠く佛蘭西の無名戰死者の墓の前を横ぎる同國人の態度を見る。これを實見した人に聞くこと／＼が足を忍ばせて通る。花環はふんだんに備へられてをる。もとより拜するのではない。拜をしてはゴットの御とがめを受ける。拜はしないが、神社を拜する日本人の心情、祖靈祭にひざまづくお互の氣持とどこに差があるか。私は又こゝにも宗教にあらざる信仰生活を見る。この點ワシントンの墓に對する米國人、ウエインストミンスター寺院の墓に對する英國人の心情凡て同一と思はれてならない。

しかしあしたきわだつた生活でなく、お互の日常生活に見る。朝御飯を戴く節、默禮をする箸を戴く、もつと進めば四五粒の飯を他の容器に取わける。之は何かといふと年々歳々九重の御奥に於いて行はせられる新嘗の御祭の御親供と同一趣旨のものでありますま

いか。

又これを街頭の旅館喫茶店の入口に見る。こゝには毎朝左右中と三盛の鹽が置かれる。これは何か。今では唯置くだけであるが、古くか又地方に行けば、各々左右中と前方に直ぐに鹽を撒いてさうして左右中と入口の敷居の上に置かれる。鹽を左右中と撒く。こゝに祓といふことが聯想される。左右中の祓といふものは、現行のものとして僅かに宮内省の行ふ祭祀の一部に殘つてをつて、單に過去の記録の上のことであつた。そこで何處かに残つてはをらないかとあさる内に一は島根縣の出雲大社の朝詣の老人連の自から行ふ祓に見た。一は大分の宇佐神宮の古式に於いて獲た。一は安藝の嚴島の社殿の廻廊の祓に中だけあるといふことを知つた。いづれも自分の自慢の材料であつたが、何ぞ計らん上記の次第。朝の緊張してをる時に、神の力も念としない處にも、一般の生活とは可なり懸け離れた信仰生活といはざるを得ないものがある。其他こんなことを並べると實に次から次へと際限もないのですが、この邊にとどめて、しかしながら、この信仰生活にもおのづから制限があることを申して見たいのであります。

信仰生活、靈的生活、自分はこれを宗教に屬すべきにあらず道徳に屬すべきにあらざる祭りといふ生活であると申しますのであるが、この祭りは神本位ではあり、神を極めて近く仰ぐが、神の世界を犯かさない。神とはならない。敬神は厚い。だが彼我の間一線を設けて、この地上凡てを神の國とはしない。神徳はたしかに拜戴してはをるが、神徳を全般的には説かない。従つて神徳の規範を示し教を説くを第一とはしない。第一はいつも奉仕である。又特定の人を相手とはしない、萬人を相手とする。従つて常識に出發する。すつと前にのべたが如く、祭りに當つては唯々神あるのみであるが、實生活即ち常の生活につる場合、神そのまゝを以てはこれに當らない。復常の生活といふ一線を経て、神の靈徳を自力に化して後、其の自力を以てこれに當る。

要するに祭りはお互の生活中其の緊張期間即ち最初か最後か最高か根基かの一部分に行はれるもので、自己の生活中の光明である。故に本質はといふと先方に光明を認めた自然にして、しかも正しい實生活に起立した感激の生活である。端的にいふならば、道徳に起立した信仰生活である。かく觀するときに、もつとも實生活的である政治との關係は、政教

一致などとは全然ことなつて、いかに本質的のものであるかが了解されまいと存じます。

(五) むすび 以上申し上げたが如く、祭政一致とは祭は祭政は政であつて、祭そのものの一致と、政其のもの一致とが一になるといふことで、祭即政でも、神政でも祭政の混同でも、祭政一途でも一基でもないのであります。多くの學者が政教一致と同一視して古代にのみあつた生活を見るか、又は政治組織の一と見た結果、行政の一形態と見る風があり、ひよつとすると行政の一機關たる觀を呈する憂のあるのは大に警戒をせねばならぬかと存じます。

祭にあつては政を忘れるな、政にあつては祭を忘れるな。祭の結果は實生活に現はれねばならぬ。實生活はやがて祭に赴かねばならぬ。其處に一致があるので、祭政の相制相助、こゝに我が御國體がある。然るに、政治組織の一形式と見、行政の一機關とし、行政官即祭官又は行政官即祭官の指導者と見る時に何が出るか。

顧みれば、明治の始祭政一致の高唱に依りて、祭官は其の光輝を發揮せんとしたが、自覺自力足らずして、間もなく行政官に権力を以て壓せられ、萎縮又萎縮、今や智力を以

て行政廳側に壓せられ、祭祀官である限り、斷じて行政官の指揮を仰ぐべからざることまでをも、進んで其の教へを乞うてはをりはすまいか。もし事實とすれば、祭祀上ゆきしき大事であると同時に、御國體上ゆきしき大事である。罪もとより祭祀官にもあるが、行政組織に於いて大きな缺陷なきか。

自分はかゝる噂を耳にし、時には其の片鱗を目にするがないでもないといふ場合ごとに、神佛混淆といはれた時代の、社家と僧侶とのお互のつゝしみを思ひ出し、長息するのであります。

世間では、神佛混淆時代といふと、何もかも、僧侶に押されはされてをつたかのやうに解しますけれども、事實はさうでなく、神祇直接の御事となると、僧侶は指一本さよなかつた社家は指一本さよせなかつたといふ風が見えます。例へば京都の石清水八幡宮の放生會でありますが、御社號から石清水寺の八幡宮、いはんやお祭は縦から見ても横から見ても立派な佛式の放生會。僧侶が徹底的にかき廻はしても文句がいひないやうに思はれますが、事一度、其の最高にして焦點たる、勅使の奉幣になると、凡てが社家に依つて取行は

れたのであります。あれほど一切に權力をもつた僧侶側が指一本さよないこのつゝしみ、あれほど何もかも世話になつた社家側が指一本さよせないこのこゝらひ、思ひ出すごとに、ゆかしいなづかしい。しかもこんな例は石清水だけのことではない。かうした眼でみて見ると、いたるところにあるといつてもよいのであります。蓋し彼の神佛混淆一千年の生命は、この犯し犯されないところにあつたのではなからうか。否其の重要な一因でなからうか。

何はともあれ。こんな噂がぼつゝ聞えだしたといふことは、祭祀官自身は勿論、行政官のためにも、決してよい結果を見るものでない。相互につゝしみと心しらひを要することはいふまでもないが、自分の聊かの經驗に依ると、其の原因は、行政官がどうの、行政組織がどうのといふよりは、大體に於いて祭祀官の覺悟の如何にあるのではなからうかと思はれます。

祭祀官は世の中の光でなくてはならぬ。少なくも奥宮の奥深く輝く御燈でなくてはならぬ。其の背後には、大きな御方様が鎮座しますではないか。其の前後左右には、氏子と

いふ萬古不易の支持者があるではないか。さう力まなくとも、唯一筋に、おのがつとめにいそしめばよい。其のいそしみをいそしみたらしむるさめざる熱、それに組織的の智が加はればよい。其處には寸分のすきもない筈だ。力をもいれずして天地を動かすものがある筈だと、祭祀官側に忠言を投げ懸けやうとすると、こゝに又意外のものが飛び出してをるのであります。それは祭祀の名を以て、行政方面をおどしてをるといふ宣傳のかまびしさであります。

其の内容に於いては深く知る所がないのでありますが、從來のやりかたから、それは或る時代だけのもの、或る團體だけのもの、宗教方面だけに傳へたもの、爲にこしらひたもの、特に理屈をつけたものといふだけは想察に難くない。しかし祭祀は萬人の所有物である。祭祀は千古一貫のものである。天壤無窮に輝く我が國の祭祀、老若男女賢愚尊卑の別なく、一切を照らし一切を生かす我が國の祭祀であります。正史に記しないもの、國家の宗祀にそぐはないもの、傳統的信仰生活を亂すものに對しては、いくら面白い珍らしいと思つても、責任のある方々は、うかと膝をたたいてもらつては事だ。

それに今一つは、これとは別な方面、即ち日本精神の高揚、國體明徴の熱叫の今日只今、祭祀の闡明は望んで止まないことではあるが、度はづれの敬神の押つけは、策と見られる憂なきにしもあらず。この邊も亦一段の留意を要するやに思はれますが、とにかく各分を守ることが大切と存じます。

しかしかういふと、祭は祭・政は政と截然わかつだけかといふともよりさうではない。こゝに一致の二字が嚴として存してをる。わかつて、さうして一つになれ。何だか煩鎖哲學者の口眞似のやうにも自分ながら思はれますが、決してさうではないのであります。神と人との關係は、一面から見れば年代を経ることに分離される傾向がありますが、一面から見ると、年と共に接近してをります。

先づこれをお互の家の内に見る。吾々は遠くに遙拜するより外なかつた、皇大神宮を、今は家の中の神棚に拜んでをる。お祭毎に天空より御降りを願つた神々を、今は鎮守の森に鎮座せさせ申してをる。高天原といふ到底想像もつかない靈界に大坐した、天祖を今は伊勢國度會郡五十鈴川上に仰いでをる。殊に、上御一人には、天祖を同床共殿の御意義

今猶新しく、賢所に仰がせ給ふ。

けれども、天祖奉齋の、賢所には、同床共殿の御意義を徹底的に拜し奉るが、其處には太い／＼一線の存在を明確に拜し奉る。高天原を伊勢に仰いだ。けれども往代は陛下の御參拜を拜しなかつた。御參拜を仰ぐ御代となつても大床と御殿内の間に眼に見えぬ太い／＼一線を拜す。天に坐ます神を森にお鎮りを願つた。けれども森そのものが、人間界と神の世界を分けてをり、時には禁足地ともなつてをるものがあるがおりになる。お伊勢を家中に奉じた。けれども高く神棚として仰ぎ、しかも神人分界の神が奉飾されてをります。さうして、この凡てはおなつかしい、しかしそれ多い。おそれ多いしかしおなつかしいの神人一致の關係からのもので、それがやがて祭政一致を自然に生み出したものかと存じます。

これを要するに、祭政一致とは、祭は祭、政は政で、お互に犯さないと同時に、兩者極力一つの關係にあれ。それには祭の致と政の致とを一つにするにありといふことを、終極の目的を一つにするといふことを最高最大のものにしてをる所にありといふことである。

さうしてこの大きくがつちり、おまけにわかりやすく、しかも効果掲焉のところが、西洋にも印度にも支那にもまだないのであり、こゝに我が御國體の光輝の赫々たるを拜すのであると存じます。

○
話が前後した點が多々あつたばかりでなく、繁簡甚だ宜しきを得ませず、御迷惑であつたことゝ存じますが、何かこれより御質問下さらば、私の口下手、私の説の未熟さが、幾分救はれるかと存じます。

邦人叢書
(4)

祭政一

昭和十年十二月廿五日印刷

定價金二十錢
送料貳錢

(株式會社正明會印刷)

著者 星野輝興

東京市麹町區内幸町大阪ビル新館

発行者 邦人社

字野正志

印刷者 片岡

東京市麹町區内幸町大阪ビル新館
電話銀座一一三九番
振替東京七一三四一番

347

694

現今我邦の思想界は甚しく動搖し、政治的社會的不安が増大せしめられた「學」の明確なる樹立のなかつたことに基づく。而して今日この「學」的原理に立脚する日本國家學、政治學、憲法學、經濟學、醫學、科學等々の要望せらるゝや寔に切なるものがある。我邦人社は夙にこの待望に鑑み、我國體原理に即したる、新日本文化建設に全的努力を傾けつゝある。邦人社はその事業の一端として凡く諸學に關する邦人叢書を刊行、廣く江湖の士に懇へんとするものである。

大 串 兎 代 夫 著

天 皇 機 關 説 を 論 ず

第一輯
定價一部 廿錢
送料貳錢

邦 人 社 編
浦 本 政 三 郎 著
近世 生 理 學 思 想 史 論
定價一部 冊錢 第邦人叢書
送料貳錢 第二輯
定價一部 廿錢
送料貳錢

終

7
4